

平成26年3月26日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

文教厚生常任委員会
委員長 芝尾 郁恵

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

第6号議案 古賀市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、保育所の民間移譲及び定員の変更に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり。

- 1 古賀市立保育所条例の第1条、設置の条の別表に記載されている事項について改正するもので、現在、市内にある3公立保育所、恵、久保、鹿部保育所のうち、久保保育所について、保育所再編計画に基づき、社会福祉法人穂積会に移譲が決定。平成26年4月1日から久保保育園としてスタートする。
- 2 古賀市立鹿部保育所の定員を現行の120人から30人増の150人とする条例の改正。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第7号議案 古賀市障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 障害者総合支援法の改正に伴い条例の一部を改正するもので、障害程度区分とい

- う区分の名称を障害支援区分に改正するもの。
- 2 障害程度区分は、障害者に対してそのサービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に定義する物差し。障害支援区分は、障害者の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを尺度化したもの。
 - 3 障害程度区分から障害支援区分にかわることによる影響については、障害程度区分は、身体障害が高く評価される傾向があったが、障害支援区分は、知的、精神障害についても、ふさわしい評価がなされ支援される。
 - 4 平成26年4月1日から施行する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号議案 古賀市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

第9号議案 古賀市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法及び地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 第8号議案について、社会教育法第15条では社会教育委員の構成、第18条では定数が定められている。この一部改正に伴い、古賀市社会教育委員条例に新たに委嘱の基準を加え、これを明文化する。
- 2 基準については、文科省の参酌基準を引用する。定数及び委嘱の基準は、社会教育委員の定数は10人。委員の構成は、学校教育及び社会教育の関係者6人、家庭教育向上に資する活動を行う者1人、学識経験のある者1人、その他教育委員会が必要と認める者2人。この必要と認める者については、現在、商工会と社会福祉協議会に推薦依頼を出している状況。
- 3 第9号議案について、地方青少年問題協議会法第3条第2項の改正がなされ、現行の「会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。」という条文が削除された。それに伴い、古賀市青少年問題協議会条例第3条第1項で会長の定めを明確にするもの。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、第8号議案、第9号議案とも、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。